

東寺本弘法大師行状絵巻

—特に第十一卷第一段の成立をめぐつて—

宮 次 男

一

弘法大師伝絵巻は、わが国中世の祖師伝絵中、もつとも広く普及した

絵巻の一つで、「高祖大師秘密縁起」十巻、「高野大師行状図画」六巻、及び十巻、「板本高野大師行状図画」十巻、「弘法大師行状絵巻」十二巻など、種類も多い。これらの伝絵についての論考は、すでに梅津次郎氏によつて行なわれ、その相互の関係も、詞書を中心にならかにされてゐる⁽¹⁾。また、二、三種残る零本についても、真保亨氏や拙稿によつて検討が加えられた⁽²⁾。したがつて、弘法大師伝絵巻の研究はかなり進んでゐるといつてよいわけであるが、しかし、「東寺本弘法大師行状絵巻」については筆者、制作時期等に関する資料の不足から、未だ十分な検討がつくされていない現状である。

ところが、近年、京都府立総合資料館に入った「東寺百合文書」の中

に、この絵巻に関する記録が発見され、また、同館編の『続図錄東寺百合文書』(昭和四十九年一月発行)にその写真と略解が掲載されて広く紹介された。すなわち、この文書の発見は、「東寺本弘法大師行状絵巻」

の制作年代と絵の筆者を明らかにし、さらに制作情況についても、第十巻が書き直されたという注目すべき問題を提示することになったのである。

この快報に前後して、私は、東寺本第十一巻の稿本を調査する機会を得た。この稿本は第一段の前半部分だけではあるが、そこに描かれた伝法灌頂の儀式に入壇する僧の行列には僧名、袈裟の種類、持物の器名などが記入されており、それがまた『東宝記』の「東寺伝法灌頂始」の記事と一致することを発見した。そこで、本稿では、この稿本を紹介するとともに、稿本と完成本との関係、さらに、東寺百合文書による本絵巻の書き直し問題の検討など、いわばこの絵巻の制作情況について考えてみたいと思う。

二

東寺百合文書を引用するに先だち、東寺本弘法大師行状絵巻の作期ならびに筆者についてふれた文献をあげて、本文書と比較、校合に提する

この絵巻の筆者として当時伝称されていた、画所預光信説を否定して、

余此畫ヲ熟視スルニ、畫光信ニテハ非ルベシ、其圖、畫所預ノ畫法ニ非ズ
(中略)、按ニ、東寺ノ古記ニ、弘法行狀ノ繪、應安七年ヨリ康暦元年ニ至テ

成就ス、畫所預大藏少輔行忠、繪師采女正^名、中務少輔久行、定阿彌^名、大

進法眼^名、南都繪師祐高法眼、凡六人、此畫今片楮半葉存セズ、惜ベシ、

と述べている。ここで注意すべきは、東寺の古記を引用していることで
ある。貞幹が見た古記が、はたしてどのような文書であつたか知ること
はできないが、この記述によると、応安七年(一三七四)から康暦元年
(一三七九)の五年間で成り、繪師は行忠以下六名であつたというわけで
ある。しかし、後出する東寺百合文書の記録とは多少異なる所があつて、
これを如何に解釈するか問題である。

次に、本絵巻の作期を決定する直接資料とはならないが、これに関連
する文献がある。それは、醍醐寺に藏される『大師絵詞』で、『弘法大
師伝全集』によつて、その奥書を示すと、次の通りである。

本云、已上十二卷、漸々令書寫畢、近比東寺新書繪詞也、以御室御本并所々
繪詞、取捨云々、今度新加之扁目等數ヶ條在之歟、

永和四年九月十八日

弘顯之本

永徳三年癸亥三月廿三日於慈心院閑窓染書之

桑門俊盛

この奥書は、永和四年(一三七八)以前に東寺に御室御本ならびに所々
に存在する絵詞を取捨選択し、さらに数ヶ条の扁目を増補して新しく制
作した絵詞があつたことを伝えるものである。恐らくこの東寺新書絵詞
は、「絵詞」の語句が示すように、絵巻の制作に先だって編述された絵
詞、すなわち詞書であつたと考えるもので、それを永徳三年(一三八三)

に書写したというものである。そして、この書写は、後述するように東
寺本の絵巻が完成する以前に書写されていることになり、その点色々の
問題を提起するといえよう。

抑て、次に此の度発見された「絵用途注文」と題する本絵巻に関する
記録を『続図錄東寺百合文書』(一七六一七頁)によつて抄出すると、左
の通りになる。(挿圖1参照)

大師御繪日記<sub>自應安七年
至康廣元年</sub>

(中略)

一 快秀法橋奉行以後<sub>永和元年
下行分事</sub>

六貫文<sub>自第一至第四之半
食事分留之故減歟</sub>
自第三至第四之半
雖然

南都繪師祐高下行
大會人(朱書)

五貫文_{第十二局御幸}

繪師大進法眼下行

廿二貫五百文<sub>自第四之半
至第十一卷半
卷半定(十一は十に七は六に訂正する)</sub>

繪所采女正(墨抹)行忠下行

六貫文<sub>第十一卷書直之并
中間少々入筆之分</sub>

繪師中務少輔久行下行

三貫七百五十八文
料紙追加分加雜用定

四貫八百八十一文
繪師大進法眼參時度々酒直

三百九十文
南都繪師在京間雜用<sub>加酒直并
細々雜物定</sub>

九百八十四文
繪師久行參時度々酒直

一貫九百文
細々仕足

三百文
繪師定阿彌參時酒直

二貫三百六十七文
繪所采女正度々參住時食物

二百十七文
同時炭并中書 折紙代

この「大師御絵日記」は応安七年（一三七四）から康応元年（一三八九）の間、十五年間の記録で、しかも、快秀法橋が奉行となつた永和元年の、
（以下略）

挿図1 絵用途注文（『続図録東寺百合文書』より転載）

（一三七五）以後、この絵巻を制作した絵師に与えた手当と、その分担を記録したものである。これを整理すると、

第一巻—第四巻前半

南都絵師祐高法眼

第四卷後半—第十卷 絵師中務少輔久行

第十一卷 絵所大藏少輔行忠

第十二卷 絵師大進法眼

して転写されているし、また、行忠が第十一巻を書き直したということも、興味ある問題である。

この問題に入る前にふれなければならないことは『好古小録』に「応安七年ヨリ康暦元年ニ至リテ成就ス」と記載する「東寺ノ古記」の記述との相違である。両書とも、始まりは同年であるが、終りが、一つは康応元年、一つは康暦元年で、その一字の違いが、年代にして十年の開きになっている。しかし、「絵用途注文」のこの書体は「广」とあって、示されている。⁽⁴⁾さらに、注目されるのは、第十一巻が、はじめは久行が描いたのであるが、行忠がこれを書き直しているということである。行忠はこのほか、他の巻にも補筆したことが記録されているが、絵巻について検討すると、これは認められる。⁽⁵⁾また行忠の職名を、絵所采女正と書いたものを墨を引いて消し、大蔵少輔に訂正していく、行忠の官歴の昇進を知る資料を提供する。⁽⁶⁾

ここにいう絵所行忠は、いうまでもなく、巨勢系図にみる有久の四男行忠のことと、行忠は父のあとをついで、宮廷絵所職に補任されたが、さらに、貞治二年（一二六三）七月十九日、東寺政所から采女正巨勢行忠の称でもって、東寺絵所職に任せられている。⁽⁷⁾したがって、この記録にみる「絵所」は、宮廷絵所職の意味ではなく、東寺絵所職として記入されたものと考えるべきであろう。

以上、この「絵用途注文」の記録によつて、「東寺本弘法大師行状絵巻」の制作情況の大略がわかつた次第であるが、この絵巻が「自応安七年到康応元年」の長きにわたつて制作されたということは、考えなればならない問題であろう。この間に、すでに詞書だけが『大師絵詞』と

この問題に入る前にふれなければならないことは『好古小録』に「応安七年ヨリ康暦元年ニ至リテ成就ス」と記載する「東寺ノ古記」の記述との相違である。両書とも、始まりは同年であるが、終りが、一つは康応元年、一つは康暦元年で、その一字の違いが、年代にして十年の開きになっている。しかし、「絵用途注文」のこの書体は「广」とあって、このまだれでもって「応」をあらわしているのである。したがつて、もし「广」を「广」に見誤ると、「暦」ということになる。⁽⁸⁾このようなことが『好古小録』で「康暦元年」と読ませる結果になったと考えられないのであろうか。また、『好古小録』には「繪師采女正_闕名」、「定阿彌_闕名」の二名が、「絵用途注文」の筆者の分担に見ない絵師として書かれている。このうち、采女正は、「絵用途注文」では、行忠の官名として書かれて、のち墨で消された「采女正」と一致するもので、これは再見される。定阿彌については、上記の執筆分担の記事につづいて、酒食等の手当を支給した記事があり、その中に、

三百文 繪師定阿彌參時酒直

として、その名がみえている。したがつて、この絵巻の制作に参加した絵師であることがわかるが、どのような仕事をしたかは明らかでない。

それはともかく、絵巻にあたつて、その絵の描風、様式などの分類を試みると、「絵用途注文」にみる絵師の分担の通りに一応、区別することができるわけであるが、これについては、未だ十分に調査検討していない段階なので、いずれ実証すべき問題としてのこしておく。

以上、『好古小録』との相違について、いささか述べたが、史料的に
は、この「絵用途注文」を第一次資料として重視することはいうまでも
ない。

さて、前後、十五年間にわたる本絵巻の制作は、長年月を要したとい
えることはたしかである。

梅津次郎氏は「東寺本弘法大師絵伝の成立」⁽¹⁰⁾で、本絵巻の詞書を先行
諸本と比較した結果、その編纂方法は、先行諸本の絵詞を機械的に引用
して本絵巻に充当するのではなく、しかも、編纂に際しては先行諸本の
絵詞だけではなく、漢文で書かれた先行行状記等が参照せられたことも明
瞭に観取せられ、その記述は遙かに精緻となっている。そして、「これ
は全く再編纂と称すべき大がかりな企画のもとに成し遂げられたと称す
べきものである。」とし、さらに、先行諸本にみられない項目である「図
像写経、高雄練行、八幡鎮座、舍利灌浴、東寺灌頂等は醍醐本奥書に云
う新加の条目であろうが、他に特に目立つものとしては仙院臨幸の条が
ある。これは他本の高野珍瑞或いは高野臨幸の条に当るが、東寺本に於
いては第十二巻全部を占め、三段に亘って御幸の次第を日を追つて精細
にしるしている。以つてその全般を推すに足るものがある。而して、こ
の記述の精緻に並行して観取せらるるいま一つの特色は、先行諸本が大
師の行状を記して、云い得べくんば伝奇的、物語的であるに比しては、
著しく教学的乃至術学的色彩を濃くせることで、一面に於いて時代趨向
を窺い得る」と、この絵詞の特性を規定しておられる。また、絵様にお
いても、「他本は参考に資せられた程度と認むべき程の変更乃至創作が
大部分を占めて居る如くに考えられ、かかる事情は詞書に於ける場合と

全く対応するものである。其處には本絵伝製作に際しての、密教々学の
根本道場として、又當時隱然たる絵所を擁した大寺としての用意と矜持
とが漲つてゐるのを認められるのである。」として、本絵巻の性格を結
論づけておられる。

永々と梅津氏のお説を引用したが、私もこのお説に敬服して全く同じ
考え方抱いたため、敢て引用させて頂いた次第である。

そこで、このような大規模な事業が、決して短期日でもって完成され
るはずもなく、絵の制作においても、幾度も構想が練られ、画稿が改め
られたことと考えられるが、特に、「絵用途注文」にみる第十一巻の書
き直し記事は、すでに久行によつて、描かれたものを破棄して、絵所職
の巨勢行忠が新たに制作したといふのであるから、この書き直しには、
かなり重大な理由があつたことは疑いないところであろう。その重大理
由とは何か、この問題の解決は、また本絵巻の性格とその存在意義を究
明するためにも必要であろう。

三

東寺本弘法大師行状絵巻の第十一巻は、第一段東寺灌頂 第二段官位
追贈 第三段大師謚号 第四段博陸參詣⁽¹¹⁾ の四段から成つてゐる。この
うち、「東寺灌頂」の段は、他本には無く本巻だけにある一段であるが、
本巻が東寺に於て制作された絵伝であり、東寺が密教教学の根本道場で
あることを顯示するためには最も重要な一段であつたことはいうまでも
ないであろう。而して、第十一巻の書直しの最大の理由は、この第一段
の絵様の適正如何にあつたと考えられるのである。そこで、この問題は

第一段に焦点をあてて検討することにする。

先ず第一段、「東寺灌頂」の詞書を示すと左の通りである。

東寺の灌頂院は大師在世の
間いまた造畢せられされとも かつく
傳燈の御こころさしあるによりて
實惠僧都にあつらへつけらる 御
入定の後 この大德寺務の長者と
して最前に土木の威風を終給ふ 一
堂の構へ兩壇のかさり 大師の語
おき給ところなり これしかしながら
大唐青龍寺東塔院の道場をうつ
さる曼荼の尊像儼然として蜜
嚴の舊容にむかへるかとおほえ
萬德の壯嚴赫奕として花藏の
あらたにひらけたるかことし 承和
十年十一月十六日僧都表をたて
まつりて國家の御ために真言宗
法傳
海結縁両箇の灌頂この所に
して修すべき規式を奏し申され
同年十二月十三日真紹大法師のために
傳法阿闍梨職位を授けらる これ東寺
具支灌頂のはしめなり 大師齋來の
道具、慧果附屬の衲衣この時これを
用給へり 白眉青眼の碩德蘿襟を
ましへて會場につらなり 絲竹簫角

の伶倫 梵筵にのそみて道儀をたす
く 色衆四十人惠峯真然 樂衆三十人 俗
御前十人 樂御前四人 勸請師一人 阿
闍梨の弟子十二人 御後の童子四人 都
廬百有餘輩 西院より列を整へ 大馬
道より灌頂院に入る 梵讚空に和し
音樂地をふるへり 聞人感激し 見者
隨喜せずといふことなし ここに實惠大
德戒場の砌にのそみ高座の前にすゝ
み給し時 高祖大師忽然として法筵
に影現し給へり 大德奇特の思をなし
ややしほらく眼を閉て脚蹠せり かさね
て是をみたてまつるに尊儀宛然
として猶もとのことし 此時おそれを
なして高座の傍を廻かへり給へり 大師
の慈顏餘人あへてみたてまつらす
大德一人是を拜したまひけるとなむ
聖者の出沒は機縁の有無にまかす
権化の隱顯豈凡慮のはかる所ならんや
しかりしよりこのかた高祖の宿素を
かへりみ先皇の牒符をまほりて宗の
長官たる人この精舍をしめて授職
の壇をかされり 中にも繼跡の天子
悉く帝座をさりて佛家に入り
祖師の先跡を尋て灌頂の大道を
ひらき給事 宇多法皇はしめて

その規模をのこさる所謂延喜元

年十二月十三日圓成の僧正益信を于時長者

嘱して大阿闍梨とし 醍醐の尊師

聖寶を于時大僧都二長者選て嘆德の和尚と

し 入室の上足神日律師をもちて

教授の大徳とす 色衆八十餘口みな

これ法嶺の龍象惠苑の琳瑯たり

親王上卿侍臣官寮威儀扈從雲

をなし地をてらせり たた堯風の遠く

あふくのみにあらす又佛日最中今

まさにこのときなるをや昔無畏三藏の帝位を辭して法苑にあそひ給

五智圓明

の月光を中天の雲に朗にし 今禪定

仙院の五家を遁て道林にいり給ふ 四種

曼荼の薬にほひを東寺の庭に薰けり

西域東垂土境へたたるといへとも萬乘

の瑠璃をして三密の印璽を仰き

たまふ風範ややひとしきものをや 又永延

三年三月九日圓融院の法皇廣澤

の大僧正寛朝を師として灌頂の壇に

入り給ふ これひとへに先皇の嘉蹟を

たつねて延喜の芳躅を追へり 三臺

九棘の賢臣劍珮を帶して綺羅を

なし 南京北嶺の釋衆法具を捧て

威儀を整ふ それよりこのかた三百餘

廻の涼燠を送り德治三年の孟春を

迎て禪定法皇遙に宇多圓融の曩行を慕ひ延喜永延の往事をうつさ

る 法務大僧正禪助を嘱して授職の軌

範とし 八十餘口の薛衲を率して道

場の色衆とす 蘭坂の瓊枝座につら

なり 緹林の碩材襟をましふ 大會の壯觀上古を模して一ことに碑礎せり

法皇尊儀を密壇にすしめましゝき

地大に振動して天忽に光耀あ

り 昔巨唐天寶年中開元寺の

精舍にして含光李元琮かために不空三藏ひそかに五部灌頂を授し

時その地大に振しかば三藏はなはた

稱嘆し給て弟子か心誠の感する事

を悦へり 古をかへりみ今をおもふに

世露澆傍にして教風陵夷すといへ

とも豈これ渴仰の叡信に答て天衆

應を垂地紙瑞をしめすにあら

すや 又當院恒例の結縁灌頂は

仁明天皇鄭重の紫紹によりて

高祖大師遺告の素懷をとけられん

なかに承和十一年三月十五日實惠僧

都はしめ行はるるところなり是

則皇唐代宗の駄曆不空三藏の表

によりて大興善寺の灌頂道場を點

して三長齋月にあたりて四象を

輪壇に入れしめし佳例なり はしめ
 官牒を蒙ところ青陽節をむかへ
(春立)
 素秋時いたることに両部の曼荼を
 かさりて五智の瓶水をそそかしむ
 といへとも寺務事繁して公役擁滯
 すへき事をおそれて忠仁公奏達
 し行て承和十三年よりこのかた
 春節の灌頂をとどめてながく修法の
 儀に轉せられ秋季の一會としを
 經てややひさし しかあるに鳥羽
 院の御宇永久元年仲秋の比聖跡
 不豫の御愼によりて寛助僧正
 禁中にして孔雀經の修法ありし
 時 法驗の賞を蒙しに及て東寺の
 灌頂をして南北の齋會に因准
 せしめ自宗の英雄を選て當會
 の小阿闍梨とし 維摩の講匠に
 摂して紫衣の崇班に任せしより
 このかた上卿八座の臣雲路蘭臺
 の客 法筵に列て道儀をかされり
 その後保延五年の夏比皇子降
 誕の御祈ありし時 二品法親王高野御室

修法の賞を申うけられ 彼灌頂
 會をして承和の舊儀に復せしめ
 春秋一季になざれ春節の一會を
 うつして仁和寺觀音院におかれ

しよりこのかた一宗の大業とし
 て両寺の佳模たる事その儀や
 舊たり 情この會の儀式をおもふに
 畫は戸羅の梵筵をのへて緇素戒珠
 を慚愧の袂にかけ 夜は曼荼の莊嚴を
 ととのへて貴賤覺花を渴仰の掌に

捧く 是機非機おなしく解脱の
 臺にのほり有性無性ひとしく

悪趣の門をとつ 如來加持の方便
 その益はなはたひろし 高祖愍

懲の遺誠まことにもちてゆへ
 ある哉 これたゞ利益を群機に

ほとこす要たるのみにあらす 抑

又安寧を國家にいのるはかり事なり
 諸天影をかたふけ 善神迹をたるゝ

ことこれより最たるはなし 良縁

を蜜壇にむすはん輩誰か大師

雨露の恩をたふとひざらんや

この詞書の内容は、東寺における伝法灌頂の始行以後、諸種の灌頂儀式について、その由来等を縷々述べたものである。先ず、承和十年十二月十三日における伝法阿闍梨職位の灌頂儀式の次第と、その際に示された高祖大師影現の奇瑞。次いで、延喜の宇多法皇、永延の円融院、徳治の禪定法皇（後宇多院）の御灌頂についてのべ、さらに、東寺恒例の結縁灌頂について、そのおこりと変遷をのべ、春秋二季の灌頂のうち、春の

一會を仁和寺觀音院においていた經緯にふれたのち、最後にこの結縁灌頂会を礼賛しその意義を明らかにしている。

そこで、この詞書内容を検討すると、その全てが『東宝記』第四法宝上に収録されている東寺灌頂の記事に基づいていることが知られる。すなわち『東宝記』にみる、一東寺伝法灌頂始、一東寺最初灌頂高祖大師影現事、一代々法皇於東寺御入壇例事、一東寺恒例結縁灌頂事にそれぞれ該当するのである。

いますこし、これについて詳しく述べると、伝法灌頂儀式は、『東宝記』の一東寺伝法灌頂始の項にひかれた太政官牒、それに付けられた「私云」記事⁽¹²⁾と「寛信法務記」（後出）によっている。次の高祖大師影現の奇瑞は、東寺伝法灌頂始について書かれた一東寺最初灌頂高祖大師影現事に所引の「寛信法務抄」と「源運僧都記」による。特に「源運僧

都記⁽¹³⁾」の「暫閑眼運心、踟蹰良久、開眼奉見之、猶如元令坐給」の文章は詞書にとり入れられたものようである。歴代法皇の御灌頂については、『東宝記』では、一帝皇后宮於東寺御灌頂事に続く、一代々法皇於東寺御入壇例事の記述から、特に東寺に關するところを抄出し、

その典拠は所引の「密教相承抄⁽¹⁴⁾」と「私云」記事である。特に、宇多法皇の御灌頂に際して参列者を「私云、宇多法皇御灌頂、親王公卿侍臣官寮威儀扈從濟々焉」と記述したところはそのまま詞書にとり入れられたと考えられる。また、円融院御灌頂の日時を詞書は永延三年三月九日とするが、『東宝記』では「密教相承抄」を引用して永祚元年三月九日とし、「私云、永延三年八月一日改元永祚元、仍御灌頂年号、旧記永延永祚互戴之」と注記している。次に、徳治の禪定法皇（後宇多院）の御灌頂

は『東宝記』では引用書をあげておらず、呆宝の記事そのままかと思われる。また詞書では灌頂に際して地震が起つたことについて、その先例を唐の李元琮が不空から灌頂を受けられた時に地震が起つたことにもとめ、奇瑞として述べているが、これについて『東宝記』は

私云、先師僧正榮海相語云、法皇御入壇之時、有三種々靈瑞、就中地震事、初夜時受者令入内道場御之間也、雖被尋先例於諸流輩、勘奏不分明、予勘申云、不空三藏天寶年中、被授灌頂於含光李元琮等之時、道場地大動、三藏稱嘆謂曰、此即汝之心必誠所致也云々、爲法成就嘉瑞之條、不レ能左右之由令奏之、叡感无極云々、

と記し、さらに「不空行狀^(趙遷撰)」と「表制集第四^(不空碑文 飛錫撰)」を引用して、開府李元琮等に五部灌頂を受けた際に地震が起つた話の出典を明らかにしている。

『東宝記』では、このあと、一円城寺僧正謐号事、一字多法皇於東寺御授与事、一入道殿下於東寺入壇事、が続くが、詞書は、これらについてはふれていない。

詞書の最後にみる東寺恒例の結縁灌頂の起りとその変遷などに關する記事は、『東宝記』では、一恒例結縁灌頂会、一春秋二季灌頂始行年紀事、一停春節永被成修法事に相当し、「寛信法務結縁灌頂記」、「承和十三年官符」、「玄蕃寮牒僧綱」と「私云」記事を出典とする内容を重複をさけ、一貫したものにまとめたものである。

以上のように詞書内容と『東宝記』を対比すると、詞書が各出典の文書に直接依存したというより『東宝記』を原典としたことが推察でき両者は不可分の関係にあることがわかる。そして、本段の詞書作成には

少僧都果寶之」とみえている。⁽¹⁷⁾

果宝は東寺觀智院の第一世で、壬辰は觀応三年（文和元年へ一

三五二▽）に当り、果宝四十八

歳の年である。果宝は貞治元年（一三六二）八月に五十八歳で寂

したが、『東宝記』はその後も資賢宝によつて、康安、貞治、

応安（挿圖4）、康暦、永徳、応

永の諸年度の記事が書継がれて

いるとみられている。⁽¹⁸⁾

挿図2 東宝記（草稿本）京都 教王護國寺藏

挿図3 東宝記 卷8 奥書

挿図4 東宝記 応安記事

『東宝記』の撰者果宝も参加しているのではないかと思われる程両者の関係は深い。

そこで、問題になるのは『東宝記』の成立年代である。

現在東寺（教王護國寺）には、『東宝記』の草稿本（挿圖2）、清書本合

わせて十二巻一冊が蔵されている。そのうち、清書本第四の外題の下に果宝と記され、また、草稿本第八の奥（挿圖3）に「右依仁和寺宮仰一
後分為八卷」
果宝上覽者也、
部六卷草之、再治可備上覽者也、
年壬辰五月廿三日 権

以上、第十一巻第一段の「東寺灌頂」の詞書が『東宝記』法寶上にもと

後分為八卷

づいて作られたことが推定できた。では、その面画はどうであろうか。

当面の第一段絵は、前、後に場面を大きく分けて描かれていて、前段は承和灌頂において、灌頂院に向う行列が七紙にわたって描かれている。詞書によると、これは「西院より列を整え、大馬道より灌頂院に入る」光景である。ついで、見物の男女が僧兵に追われる場面を境に、後段の灌頂院の場面に転じる。灌頂院は正面から描かれていて、堂の前には、衆僧と樂人が灌頂院に向いて二列に並んで描かれる。堂内の各柱には美しい幡が掛けられ柱間の長押に華蔓がかけられているのがみえている。板敷の堂内には、^{かみて}上手と下手に上畳が並び置かれているが、着座の者はいない。堂の中央、天蓋の下に黒塗りの大きい長方形の壇がおかれて、その上に置かれた絵は敷曼荼羅であろうか、またその手前には香爐と箱様の器物が置いてある。この壇の前には礼盤があつてその右側に磬が掛かっている。礼盤の左側には白衣に衲袈裟（糞掃衣・遠山袈裟）を着用した一人の僧が、左方に向つて立っている。その顔はやや仰ぎみる態で、袈裟の下で合掌する姿であらわされている。詞書に「ここに実恵大徳戒場の砌にのぞみ、高座の前にすすみ給し時、高祖大師忽然として法筵に影現し給へり、大徳奇特の思をなし、ややしばらく眼を閉じて脚蹠せり」と述べる情景である。（図版Ⅲ）

なお、他の絵巻にみる灌頂の場面は周囲に幕を張りめぐらして内部を描くことをせぬが、本図はその点では異例というべきであろう。

このように、第一段絵は、詞書に述べる多くの事項の中から東寺伝法灌頂始の事を描いたことは明らかであるが、この段の詞書が前記したように『東宝記』によつたものであることが殆んど間違ひ無いとすれば、

(20)
ある。図様をその書き入れの字句によつて述べると、馬道にそつて先ず童子四人が、器物を持つて二列に進み、次に阿闍利（實惠）の弟子十二人が同じく器物を捧持して三列縱隊で進む。その前に、前後四人づつの輿丁にかつがれた輿に三鉢を持つて実惠が乗り、二俗体と、天蓋を捧げた俗体に侍されて行く。さらに、それぞれ三衣袋と柄香爐をもつた受持者真紹と勸請師が先行し、金剛法具を持つ十八僧、柄香爐を持つ十僧、花管を持つ十僧、樂器を奏す八僧、金剛杵を持つ二僧が、それぞれ二列縱隊で行進する。その前は、俗御前衆十人が笏を構えて行く。さらに火焰飾りを付けた太鼓が二個と大太鼓一個の四個それぞれを二人で担い、一人が打つて進み、その先に、笛八人、ひちりき六人の樂人が、それぞれ吹奏しながら行進する。次に書き入れの字句を示す。

貞 雄	木 履
清 履	
豐 助	水 瓶
御 沓	
巳下御童子四人	白けさ
惠側師	さく惠日師
手巾	座具
惠深師	惠印師さうさ
はこ御文宮	草座
峯全師	惠輪師さうさ
御三衣	草座さうさ
淳音師	倉日
如意	御体袋はこぶくろ
惠珍師	合晋師
はこ口宦	白拂
燈智師	巳下御徒沙彌十二人
かうろ香爐	白けさ (受持者)
中ニかうろ	のうのけさ (勧請師)
あるへし	
受持者十禪師傳燈大法師位真紹	
三衣袋カク	
白けさ (受持者)	
勸請師	
三衣袋カクヘシ	
少僧都實惠	
阿闍梨	
古二人	
淨行、	
源仁大德	
五古二人	
五二一	

挿図6 弘法大師行状絵巻第十一巻第一段 京都 教王護国寺蔵

挿図7 弘法大師行状絵巻 草稿本

以上のようにこの参列者には、詳
細にわたつて人名とともに持物の器
物名、それに製婆の種類が傍書して
ある。なお表記にあたつては、墨で
抹消した文字は()内に示し、人
名の無いのも()で示した(挿図
7 参照)。

これらの稿本記入事項と『東宝記』所引の「寛信法務記」を対照させると、先ず最初の童子四人については「寛信法務記」には記事がなく、また稿本にみる「御徒沙弥十二人」も「阿闍梨弟子沙弥十二人_{持如意等}」とある。次に、輿に乗る実恵は、「寛信法務記」は「阿闍梨_{剛中央持金}」とのべ、絵様と一致し、受持_{執蓋}者、勤請師の二人も「勤請師、_(真紹)受者_{已上二人在譲衆中央}」の「寛信法務記」の記事の通りに示されている。但し、稿本では、「受持者十禪師伝燈大法師位真紹」には「白けさ」と「三衣袋カク」_クと指定し、「勸請師」にも「の

うのけさ」「三衣袋ヲカクヘシ」と指定している。

持金剛衆十八人については、先ず注目すべきは、先頭の櫛をもつ四人に人名が書かれていないことである。「寛信法務記」は「勝如大徳」、「淳誓大徳」と続いたあと、「已上十八人」としながらも、僧名は実際十持金剛甲衣」と注記している。したがって、人名に四名しか書いてないので、「四人不足書脱之」と注記している。したがって、人名に関する限り、両者は一致するわけである。

また「寛信法務記」には「甲衣」と袈裟の種類を書いてあるが、稿本にはこの指定は書かれていない。しかし、完成本では、この十八僧は甲袈裟（地を香染にし、縁を黒染にした袈裟）を着用しているから、結果的にも「寛信法務記」に一致しているわけである。

次に、讃衆二十人の行列であるが、「寛信法務記」は「真日大徳」以下「真増大徳」まで七名をあげ、そのあと虫蝕いの痕跡を墨の点線でかこんで示し、「並衲香爐」と注記している。稿本も「十人 かうろ のうのけさ」（下側注記）「香呂十人」（上側）と指

定するが、「真増大徳」の上と、その前の二人、計三名の人名は記入していない。さらに、その前の十人は「はなはこう あをけさ」(下側)「花管十人」(上側)と指定され、それぞれ僧名が傍書されている。また、その先頭の二人は「真然 左頭」、「惠峯 右頭」と記されていて、「寛信法務記」の通りである。そして、稿本は、この二人の下に「以上讃衆廿人、之内持花十人 持香爐衆十人」と注記するが、これは前記した「かうろ のうのけさ」「はなはこう あをけさ」の指定と合わせて、「寛信法務記」の「已上廿人讃衆此内花管衆十人甲
持香爐十人納」の記載と合致するものである。なお、「寛信法務記」にみる人名を逸した個所の虫食いの痕跡は、『東宝記』の草稿本に墨の点線で示されるところであるから、これの編纂当時、すでにその原本もこの個所は読むことが不可能であつたとすべきであろう。

稿本では、この先に「貝吹四人」「鎌持二人」「鉢二人」「執杵二人」(上側注記)が行進する。そして、楽器を持つ八人の下側に「八人あかけさ 大けさ七てふ かうは

すみ」と指定してあり、先頭の二人には「二人 あかきこけさ かうすみ」と指定する。これは「寛信法務記」の行列次第で、「樂御前四人 樂衆卅人 俗御前十人」につづいて「執金剛二人 錄二人 鏡二人」「螺四人」に相当するものである。また、これらのうち、先頭に立つ執金剛杵二人の人名は、「寛信法務記」の「色衆交名」にも稿本にも記されていない。なお、他の八人については、両本人名と持物および袈裟が一致している。

行列はこの前に、「俗御前十人衆」が二列で行進、さらに、前記したように二組の太鼓があつて、その前に笛八人、ひちりき六人が描かれている（現在稿本はこれまであるが、さらにこの先きがあつたことが推測される）。このうち、太鼓隊に接する後尾の笛四人は、他のような楽人姿でなく、人形を略体で示すもので、しかも隙間がなく、補筆であることは明らかである。また、笛隊に接するひちりき二人には、上方と下方に「ひちりき」と指定してあるが、樂人の傍にそれぞれ「笛」と記入している。「寛信

法務記」には、「樂御前四人、樂衆卅人」とあるのみで、何れの樂器を何人で担当したかは明らかにしていない。しかし、完成本に描かれた樂人は三十四人を数えるので、結果的には「寛信法務記」と合致するといえる。なお、樂人のうち、太鼓を担ぐ八人は、樂人の数には入れてない。

以上、『東宝記』所引の「寛信法務記」と稿本を比較した次第である。いま、稿本の記入事項によつて、行列の編成を整理すると、行列の先頭は欠けているが恐らく、樂御前四人につづいて樂衆三十人が行き、つづいて、「俗御前十人衆」、「執杵二人」^鉢二人、「鎌持二人」、「貝吹四人」、「花管十人」、「香呂十人」（「以上讀衆廿人」）「持金剛衆十八人」、「勸請師」、「受持者」、「大阿闍梨小僧都実惠」、「御徒沙弥十二人」、「御童子四人」となつてゐる。この順序は、「実信法務記」の行列次第の項と全く同順序となる。しかし、同記の色衆交名の項はその順序を多少異にして記載しているが、これは「実信法務記」自体の問題であらう。

次にこの稿本の書き入れ状況をみると、幾度も筆が入っていることが気付かれる。先ず絵様については、最初淡墨で描いたところに、持物、

襲婆の一部、俗人、樂人の輪郭の一部など濃墨で訂正なしし明確化した描線が加えられている。特に持物については明確化と訂正が目立つており、持金剛衆十八人の持物は殆んど訂正されてい。これは、上部に書かれた器物名のうち、中央部の

二人以外がいずれも訂正されており、そのもとの器物名と図様から考へて、最初は持物の順は現行の逆で描かれていたと推察される。すなわち、現行では先頭から櫛四人、羯磨四人、輪二人、独鉢二人、三鉢二人、鈴二人、五鉢二人であるが、これが逆順で描かれたというのである。したがって、輪二人は中央に位置するため、絵の訂正も行なわれていない。また上部の書き込みは、絵様にしたがって、先ず書かれたが、それが訂正の必要が生じて、書き改められたとみるべきであろう。

次に、樂人の中で、笛の四人が、前記したように後補の書き入れになつてついている。そして、その傍に書かれた「笛」および上、下に書かれた「ふえ」の文字から、この前方にあらわされた樂人の楽器名の記入も、絵のあとで記入されたとしてよいであろう。ただ笛の前、ひちりき隊の後尾二人が、傍に「笛」とありながら、上、下に「ひちりき」とあり、絵様は、笛と笙らしき形が重なつてている。しかし、完成本ではひちりきで表わされているから、最終的には「ひちりき」の指定によつたことがわかる。これに関連して、参列者の持物名は、童子を除くと、ほとんどすべてが漢字と仮名の両字体で記入されており、それも異筆である。また、漢字の書体の中には、人名と同筆と思われるものがあり、しかるべき人物が、人名と持物名を記入したことが推察される。しかし、これとは別に、「大阿闍梨」「受持者」「御徒沙弥十二人」などは異筆であり、しかも「大阿闍梨」に書継がれた「少僧都実惠」と、「受持者」に書継がれた「十禪師伝燈大法師位真紹」はともに他の人名と同筆と思われる。

さらに、襲婆の指定は、群像の場合墨線で人物を囲み、そのグループ

については、その形体や、他との釣合いかから絵師でなく、校訂者の筆ではないかと思われる。

それはともかく、この稿本の筆者は、東寺本の第十一巻の筆者と同一人ではないかと考えられる。すなわち、後述するように、この稿本は東寺本の稿本として描かれたのではないかと考へるわけであるが、東寺本は完成本であるため、行列参加者の

描法が細線を多く用いて、輪郭線や衣文線など細勁で神經質なところがある。しかし、行列を見物する人々や、興を損ぐ人や樂人などのやや太目に引かれた衣文線は稿本に通じる暢びやかさがみられる（挿図8・9参照）。また参列者の面貌の中には比較的軽妙な筆致で描かれた者もあって、その点からも、稿本に通ずる造形感覚が窺われるのである。これらのことから、稿本も完成本の筆者である巨勢行忠筆と考えることができるであろう。

以上で、この稿本が「寛信法務記」などの古記録によって、承和灌頂の行列を忠実に再現しようとした意図の下に制作されたことが明らかとなつた。次の段階として、ではこの稿本が東寺本弘法大師行状絵巻第一巻第一段の当該場面の稿本となつたか否かを検討し、正確に見究わめねばならない。

次に、この絵の筆者であるが、訂正補筆以前の原初の絵は、草稿とはいえ、人物の形態や建物の描写がいかにも手なれた筆使いで行なわれており、運筆そのものも筆意のある暢達さが認められるところから、専門絵師の手になるものと推定して誤りないと考えられる。ただ、訂正箇所

挿図8 弘法大師行状絵巻部分 京都 教王護国寺蔵

挿図9 弘法大師行状絵巻草稿本部分

五

東寺本弘法大師行状絵巻の第十一巻第一段の承和灌頂行列場面は、七紙にわたって描かれている。全体的にみて、稿本との相違は、行列が進行する馬道の屋根と、巻初に見物の群衆が描きこまれていることである。しかし、これらは、本場面の主題となる図様でないので、ここでは問題にする必要はないが、ただ、見物の群れと、行列が異った視点からとらえられていて、見物衆はやや小ぶりに描かれ、両者の間に統一を欠くのは、これが付加的であつたことを暗示するものである。次に、完成本の行列参加の人数とその僧、俗、楽人等の内訳けは、稿本と一致するが、顔の向きや姿態に若干の相違があり、他に、阿闍梨弟子十二人が三列縦隊で進むなかで、最後の横列がやや乱れ気味になつてゐる程度の違いがある。また、稿本で特に注意された持物については、阿闍梨弟子十二人のうち、最前列の中央の僧が箱の中に入った香爐を捧持するのを、稿本では、普通の香爐であるのに、完成本ではこれを柄香爐としている以外、異なるところはない。しかし、これらは本質的な相違とはいえないであろう。

次に袈裟はどうか。最初にみる阿闍梨弟子の十二人は、「白けさ」と

ある通り、十二人すべて白袈裟である。輿に乗る大阿闍梨の実惠は稿本の指定はないが白地に緑・青・黄・赤の糞掃衣で縁は群青である。その前を行く受持者真紹は、「白け（さ）」の指定通り。勧請師も「のうのけさ」とある通り、金地に緑・青の糞掃衣を着用、この場合縁は黒になつてゐる。

持金剛衆十八人の袈裟について稿本は何も指定していないが、「寛信法務記」の注「持金剛甲衣」にしたがつていれば茶あるいは薄紫地に黒の縁をつけた袈裟を着用している。その前方、持香爐の十人は「かららのうのけさ」とあるように、白地に緑・青の糞掃衣が八人と、金地に緑・青の糞掃衣が前列二人に用いられている。持花管の十人は「はなはこうあをけさ」とあり、緑に黒の縁をつけた袈裟を用いている。次の螺四人、鎌二人、鉢二人の八人は、「八人あかけさ 大けさ七てふかうはすみ」とあり、赤に黒の縁をつけた袈裟を着用するが、その前の二人、つまり僧衆の先頭にたつ金剛杵を持つ二僧は、「二人あかきこけさ かうすみ」と指定されていながら、完成本では白袈裟を着用している。しかし、この執金剛二人については「寛信法務記」は「色衆交名」の項に名を逸するところである。もし、そこに人名が記入されれば、他の記入内容からみて、当然、持物と袈裟が注記してあつた筈である。しかし、「寛信法務記」にみる注記には、「衲」とか「甲」とかの指定だけで色彩については銘記していなかつたから、この人名があつたとしても、袈裟の色までは知ることはできなかつたであろう。それはともかく、この執金剛二人の袈裟の色にみる稿本と完成本との違いが、唯一の相違といつてよいものである。

さて、以上稿本と完成本を比較対照してきたわけであるが、すでに指摘したように、両本の描線に共通点がみられることは注目すべきである。また細部に些細な違いがあり、一部に袈裟の相違が認められるにしても、結論的にいって両本は極めて密接な関係にあり、この稿本は東寺本の稿本であることは否定できないであろう。したがつて前述した稿本

と『東宝記』所引「寛信法務記」の関係から考へて、完成本、すなわち東寺本弘法大師行状絵巻は、少くとも東寺灌頂の段を描くにあたつては、実に周到な考証が行なわれており、また、それゆえに、東寺本ではこの段が特に重要視されていたことが結論づけられる。したがつて、この第十一巻が、始めは久行が描いておきながら、これを行忠が書き直したもののは、久行の絵が承和の故実にあわぬことが古記録との照合により明らかとなつたので、東寺絵所である巨勢行忠が特に担当して、これがの書き直しを行つたのではないかと推測するのである。敢て書き直しをするほど、東本寺にあつては、この段が重要であつたのである。

さて、この段の典拠は、再三言及したように「寛信法務記」があげられるが、それだけではない。稿本にみる童子四人の名、阿闍梨弟子沙弥十二人の名は「寛信法務記」には記されておらぬところで、これはまた「寛信法務記」を引用している『東宝記』にもその名はみえない。したがつて、これらの名とその持物を記録した文献がほかに存在したことが推察されるのである。

それでは、この段の絵が、「寛信法務記」と逸名の文献によつて制作されたことは間違ひないとして、では『東宝記』との関係はどうなるであろうか、換言すれば、『東宝記』所引の「寛信法務記」によつたか否かということである。本絵巻が制作された時期は、あたかも『東宝記』の編纂が成つた時期で、また、増補の筆が加えられていた時期ででもある。さらに、「寛信法務記」なる記録も、存在していたことは可能である。したがつて『東宝記』所引によらず原本に直接基づいてこの絵を作したのであろうか。ここで思い起すことは、この段の詞書が、前述し

たように、そのすべてが『東宝記』によつていることである。このことを考へ合わせると、やはり絵も『東宝記』所引の「寛信法務記」によつたとみるのが穏当であろう。そして『東宝記』に引用されていない阿闍梨弟子沙弥十二人と童子四人については、然る可き記録によつたと考えるべきで、当時、東寺にあつては『東宝記』の編纂事業と関連して、古記録類が集められる環境にあつたことは想像に難くないのである。

以上、東寺本弘法大師行状絵巻第十一巻の成立について、考査してきた。その結果、この巻の第一段、東寺灌頂の段が、詞、絵とともに『東宝記』に基づいて制作されたことが明らかになり、特に絵については厳密な考証を行つたのち描かれたことを知ることができた。これらのことは、高僧、祖師伝絵巻の制作全般を考えるうえにも、改めて考えねばならない問題である。

注

1 梅津次郎氏論文は左の通り「池田家藏弘法大師伝絵と高祖大師秘密縁起」 美術研究七八号。「地蔵院本高野大師行状図画十六巻本と元應本との関係」 美術研究

八三号。「東寺本弘法大師絵伝の成立」 美術研究八四号。以上『絵巻物叢考』所収「弘法大師行状絵巻の系譜」日本美術工芸三一九号

2 真保亨氏「弘法大師伝絵卷一六巻本をめぐって」 仏教藝術五七号。拙稿「井上家旧藏弘法大師伝絵巻について」 美術研究二三二号

3 宮島新一氏「十四世紀における絵所預の系譜」(美術史八八号)に、この文書は全文翻刻されている。同論文註79参照。また、同論文は東寺本弘法大師行状絵巻について、筆者の考証、描写の分類などに論及する所多く、関係資料年譜をつけた勞作である。

4 『看聞御記』永享十年六月七日条によると、内裏より押借の地蔵院記絵六巻には

